

別紙「加古川市見守りカメラの設置及び管理運用について（案）」

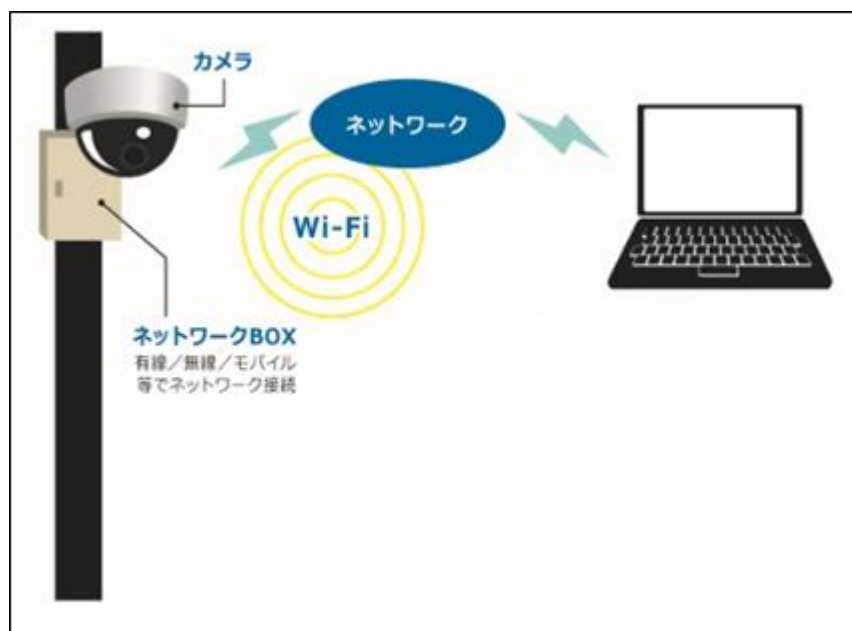
1 加古川市見守りカメラとは

犯罪の抑止、事件等の早期解決、その他市民生活の安全の確保を図り、安全で安心なまちづくりの推進を目的として、加古川市が設置し管理運用を行うカメラを言います。

とりわけ子どもたちの安全と安心を確保するために、小学校の通学路や学校周辺を中心に公共の場所に設置する予定です。

ただし、以下のカメラは、加古川市見守りカメラには含みません。

- ・ 町内会や自治会等の地域団体が設置する防犯カメラ
- ・ その他個人や民間事業者等が設置する監視カメラ
- ・ 加古川市が施設・備品の管理のために設置するカメラや河川監視カメラ



2 設置及び管理運用の目的

- (1) 加古川市見守りカメラの設置を明示することで、犯罪の抑止につながります。（例えば、「見守りカメラ撮影中」といった標識を共架柱等に取り付けます。）
- (2) 犯罪発生時などには、警察の要請により画像データを提供することで、事件等の早期解決につながります。
- (3) その他、警察による行方不明者の捜索、災害発生時における被害状況の確認や災害発生後の検証などに利用することで、市民生活の安全の確保を図ります。



3 設置及び管理運用の基本原則

- (1) 犯罪の抑止効果等、加古川市見守りカメラの有効性が最大限に発揮されるように、設置場所、撮影方向や撮影範囲等について、十分熟慮したうえで、効果的に設置します。
- (2) 加古川市見守りカメラの設置目的を効果的に達成する観点から、一定の期間ごとにその設置場所等についても見直しを行います。
- (3) 個人の肖像権やプライバシーに対して十分配慮します。
- (4) 加古川市見守りカメラの設置に当たっては、町内会・自治会やPTA等との連携を図ります。
また、警察とも密に連携し、効果的に管理運用します。



4 画像データの外部提供

撮影した画像データは、次の用途以外の理由で、加古川市が外部に提供することはありません。

- (1) 法令の規定による指示があるとき
(例) 民事訴訟法第223条に基づく裁判所からの文書提出命令
裁判官が発行する令状に基づく場合
- (2) 市民等の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき
(例) 警察による行方不明者の搜索
災害発生時の被害状況の情報発信
- (3) 警察から犯罪捜査を目的とした要請を受けたとき
(例) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会書等に
回答する場合



地域が抱える様々な問題については、警察が犯罪に当たると判断し、警察から画像データの提供要請がある場合にのみ撮影した画像データを提供します。

- (例) 自転車盗、落書き、田畑侵入、
ペットのふん害、不法投棄

なお、撮影した画像データを提供する場合は、申請書等（時間、場所、利用目的等を記載した書面）の提出を求めます。



加古川市は、その申請内容を熟慮して、上記（1）から（3）までのいずれかの項目に該当し、かつ妥当であると判断した場合にのみ提供します。

5 画像データの非公開

情報公開制度などにもとづいて画像データの公開を求められた場合は、当該画像データを公開しません。

撮影した画像データを公開することにより、撮影方向やマスキングした位置がわかり、死角が明らかになると犯罪に利用される可能性があるからです。



6 運用状況の公表

毎年度、加古川市見守りカメラの運用状況（設置場所、設置台数、画像データの外部提供件数など）を公表します。

（設置場所に係る公表イメージ）

